

○厚生労働省告示第二百八十三号
 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の一部の施行に伴い、及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第七十六條第二項の規定に基づき、介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第四十五條第四項の規定により算定する額（平成十二年厚生省告示第三十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年八月一日から適用する。

平成三十年七月二十六日
 厚生労働大臣 加藤 勝信
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第七十六條第二項に規定する介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法	介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第七十六條第二項に規定する介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法

（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十五條第四項の規定により算定する額は、次の各号に掲げる場合に依じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 居宅要介護被保険者が当該申請に係る住宅改修を行ったときに既に現に居住している住宅に係る住宅改修（以下「過去住宅改修」とい）い、当該居宅要介護被保険者がそれに要する費用について居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費若しくは介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）第三條の規定による改正前の法第五十七條第一項の規定による居宅支援住宅改修費（以下「居宅支援住宅改修費」とい）うの支給を受けたものに限る。）の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が次の表の上欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者がそれぞれ同表の下欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定（以下この号において「高度要介護認定」とい）うを受けていた日がある場合

イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十五條第四項の規定により算定する額は、次の各号に掲げる場合に依じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 居宅要介護被保険者が当該申請に係る住宅改修を行ったときに既に現に居住している住宅に係る住宅改修（以下「過去住宅改修」とい）い、当該居宅要介護被保険者がそれに要する費用について居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費若しくは介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）第三條の規定による改正前の法第五十七條第一項の規定による居宅支援住宅改修費（以下「居宅支援住宅改修費」とい）うの支給を受けたものに限る。）の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が次の表の上欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者がそれぞれ同表の下欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定（以下この号において「高度要介護認定」とい）うを受けていた日がある場合

イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日（ハにおいて「基準日」とい）う）前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百（法第四十九條の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百）を乗じて得た額の合計額

ロ（略）

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百（法第五十九條の二

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日（ハにおいて「基準日」とい）う）前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百（法第四十九條の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百）を乗じて得た額の合計額

ロ（略）

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百（法第五十九條の二

第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百を乗じて得た額の合計額

(表略)

二 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が次の表の上欄に掲げる要支援状態区分に該当する旨の認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者がそれぞれ同表の下欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定(以下この号において「高度要介護認定」という。)を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(ハにおいて「基準日」という。)前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百(法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百)を乗じて得た額の合計額

ロ (略)

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百(法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百)を乗じて得た額の合計額

(表略)

三 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が介護保険法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者が要介

護三、要介護四又は要介護五に該当する旨の認定(以下この号及び次号において「高度要介護認定」という。)を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

(表略)

二 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が次の表の上欄に掲げる要支援状態区分に該当する旨の認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者がそれぞれ同表の下欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定(以下この号において「高度要介護認定」という。)を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(ハにおいて「基準日」という。)前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百(法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百)を乗じて得た額の合計額

ロ (略)

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百(法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百)を乗じて得た額の合計額

(表略)

三 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が介護保険法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者が要介

護三、要介護四又は要介護五に該当する旨の認定(以下この号及び次号において「高度要介護認定」という。)を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

(表略)

四 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が経過的要介護に係る要介護認定を受けたものとみなされており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において高度要介護認定を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(ハにおいて「基準日」という。)前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百(法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百)を乗じて得た額の合計額

ロ (略)

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百(法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百)を乗じて得た額の合計額

(表略)

三 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が介護保険法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者が要介

護三、要介護四又は要介護五に該当する旨の認定(以下この号及び次号において「高度要介護認定」という。)を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

(表略)

四 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が経過的要介護に係る要介護認定を受けたものとみなされており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において高度要介護認定を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(ハにおいて「基準日」という。)前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百(法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百)を乗じて得た額の合計額

ロ (略)

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百(法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百)を乗じて得た額の合計額

(表略)

三 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が介護保険法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者が要介

ロ (略)

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百(法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合)あつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合あつては七十分の百を乗じて得た額の合計額

ロ (略)

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百(法第五十九条の二の規定が適用される場合)あつては、八十分の百を乗じて得た額の合計額